

特定口座のご案内

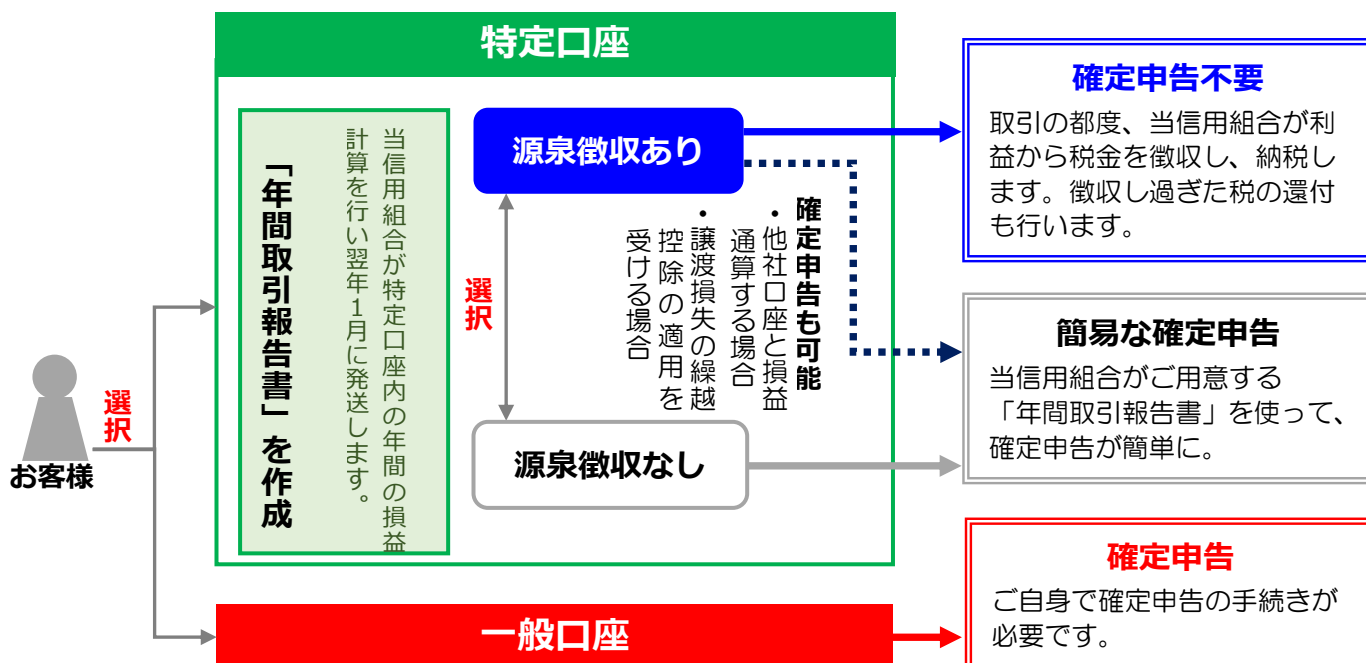
平成 28 年 1 月より特定公社債等※が特定口座の対象になります。

※ 特定公社債等とは、国債・地方債・公募公社債投資信託等の総称です。

I. 「特定口座」とは

お客様の納税に係るご負担を軽減し、申告・納税手続きを補助するための口座で、現在、上場株式等※に限定されておりますが、平成 28 年 1 月以降、特定公社債等も対象になります。

※ 上場株式等とは、上場株式・ETF・公募株式投資信託等の総称です。



II. 「特定口座」の種類とメリット

特定口座では「源泉徴収選択口座」（源泉徴収あり口座）と「簡易申告口座」（源泉徴収なし口座）のいずれかを選択いただけます。

源泉徴収選択口座（源泉徴収あり口座）

当信用組合が特定口座内の売買・償還益に対して源泉徴収を行い、お客様に代わって納税する口座で、この口座を利用することにより、確定申告を不要にすることができます。また、分配金・利子と売買・償還損との損益通算も行いますので、損失が発生した場合には、当信用組合からお客様に対し、徴収した税額の還付を行います。

簡易申告口座（源泉徴収なし口座）

お客様ご自身による確定申告が必要となりますが、年間の取引を当信用組合が計算し、「年間取引報告書」としてお送りします。それを活用して簡易なお手続きで確定申告できます。

Ⅲ. 「特定口座」ご利用にあたっての注意事項

- ◇特定口座を開設できるのは原則として居住者のお客様（個人）に限られます。
- ◇特定口座は、金融機関ごとに1口座しか開設できません。
- ◇特定口座におけるその年最初の売買・償還の後は、その年中は特定口座における「源泉徴収あり口座」、「源泉徴収なし口座」の変更をすることはできません。
- ◇「源泉徴収あり口座」に分配金・利子を受入れる場合、その年の最初の分配金・利子の支払いが確定した日以後は、その年中は「源泉徴収なし口座」に変更できません。
- ◇「源泉徴収あり口座」でも、他の口座の損益と通算する場合や、譲渡損失の繰越控除の適用を受ける場合には、確定申告が必要です。

Ⅳ. 「特定口座」開設のお手続き

- ◇特定口座の開設をされる場合は、お取引店へご来店ください。
- ◇現在お預りしている公社債等を特定口座にて管理するお手続きについては、別途、ご案内いたします。

<ご来店いただく際のお持ち物>

ご印鑑（お届印）、本人確認書類

【本人確認書類】・・・住民票の写し、各種健康保険証、運転免許証、印鑑証明書、各種年金手帳、在留カード、旅券（パスポート）等

*有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限ります。

*有効期限の定めのないものは、6ヶ月以内に作成されたもので、現在のご住所、氏名、生年月日の記載があるものをご提示ください。

- このパンフレットは、特定口座をご案内するためのものです。
- 特定口座開設に関する最終的な判断は、お客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。
- 本資料は、近年の税制改正等に基づき作成したのですが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。
- 本資料の記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。

お問合せ先

大阪貯蓄信用組合

登録金融機関番号 : 近畿財務局長(登金)第268号

本店所在地 : 〒532-0006 大阪市淀川区西三国1丁目21番40号

加入金融商品取引業協会 : ありません

当信用組合への連絡方法 : 06-6396-5483